

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 一般乗用旅客自動車運送事業運送約款

(適用範囲)

- 第1条 社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の経営する一般乗用旅客自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところまたは一般の慣習によるものとする。
- 2 本会がこの運送約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じた時は、当該条項の定めに関わらずその特約による。

(職員の指示)

- 第2条 旅客は、本会の乗務員その他の職員が運送の安全確保の為に行う職務上の指示に従わなければならない。

(運送の引き受け)

- 第3条 本会は、次条の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて旅客の運送を引受けるものとする。

(運送の引受け及び継続の拒絶)

- 第4条 本会は、次の各号のいずれかに該当する場合には運送の引受けまたは継続を拒絶することがある。
- ( 1 ) 当該運送の申し込みがこの運送約款によらないものであるとき
  - ( 2 ) 当該運送に適する設備がないとき
  - ( 3 ) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき
  - ( 4 ) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する者であるとき
  - ( 5 ) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき
  - ( 6 ) 旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づき行う措置に従わないとき
  - ( 7 ) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込を禁止された物品を携帯しているとき
  - ( 8 ) 旅客が行先を明瞭に告げられないほど又は人の助けなくしては歩行が困難なほど泥酔しているとき
  - ( 9 ) 旅客が車内を汚染するおそれがある不潔な服装をしているとき
  - ( 10 ) 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき
  - ( 11 ) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症二類感染症若しくは指定感染症（入院を必要とする者に限る）の患者（これらの患者とみなされる者を含む）又は新感染症の所見のある者であるとき

(運賃及び料金)

- 第5条 本会が収受する運賃及び料金は、旅客の乗車時において関東運輸局長の認可を受け実施しているものによる。

(運賃及び料金の収受)

- 第6条 本会は旅客の下車の際に運賃及び料金の支払を求める。

(旅客に対する責任)

- 第7条 本会は、本会の自動車の運行によって旅客の生命又は身体を害した時はこれによって生じた損害を賠償する責に任じる。ただし、本会及び本会の職員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害が無かったことを証明した時はこの限りではない。
- 2 前項の場合において、本会の旅客に対する責任は旅客の乗車の時に始まり、下車をもって終わりとする。

- 第8条 本会は前条によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じる。ただし、本会及び本会の職員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明した時は、この限りではない。

- 第9条 本会は、天災その他本会の責に帰することが出来ない事由により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じないものとする。

(旅客の責任)

- 第10条 本会は旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより本会が損害を受けた時は、その旅客に対しその損害の賠償を求めるものとする。

- 附 則 この約款は、平成18年1月1日から施行し、平成17年9月22日から適用する。